

令和4年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会が行う集会所を設置する事業等を促進し、もって地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進するために、令和4年度予算の範囲内において、弘前市町会集会所設置事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 次に掲げる要件をすべて満たすもの（当該施設と併設する屯所その他の施設と共用で使用する施設（以下「共用施設」という。）を含む。）をいう。
 - ア 町会が設置管理する建物であること。
 - イ 会議室等地域住民のコミュニティ活動をすることができる機能を有していること。
 - ウ 当該町会の地域住民が継続的に使用できること。
 - エ 神社仏閣等宗教に関連する機能を備えていないこと。
- (2) 設置事業等 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 集会所の新築、増築又は改築に要する主体工事（建物の基礎、躯体、屋根、外壁、その他仕上げ部分に係る工事をいう。）及び付帯工事（電気、ガス、給排水、冷暖房（備品を除く）に係る工事をいう。）
 - イ 既存の集会所の排水設備の新設工事
 - ウ 既存の集会所の修繕又は模様替工事
 - エ 既存の建築物を集会所の用に供するために取得すること。
- (3) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備又は弘前市農業集落排水処理施設条例（平成18年弘前市条例第175条）第4条に規定する排水設備をいう。
- (4) 町会集会所設置事業等 地域住民の自治意識の向上及びコミュニティ活動を推進するために、集会所を設置する事業等であって次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - ア 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が500,000円以上のもの。ただし、排水設備の新設工事については、この限りでない。
 - イ 補助金の交付決定以後に行われる事業であって、当該交付決定のあった年度内に完了する事業であること。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、町会又は複数の町会で構成する団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助事業者が町会集会所設置事業等（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であって、工事費（備品に係る経費を除く。）又は取得費（用地買収費及び事務費を除く。）とし、補助金の額は2分の1以内の額（1,000円単位）とする。

- 2 前項の補助対象経費の限度額は、集会所の延べ面積（次の表の世帯数（当該集会所を設置等する町会の世帯数をいい、複数の町会が共同で使用する集会所を設置等する場合は、その構成する町会の合計した世帯数をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の延べ面積の欄に定める面積を超える場合にあっては、同欄に定める面積とする。）を 3.3 で除して得た数（小数点以下第 2 位未満の端数を切り上げたもの。この項において同じ。）に 350,000 円を乗じて得た額とする。ただし、補助事業に着手する日の属する年度の前年度から起算して 20 年前までに、市から当該補助金の交付を受けたことがある場合にあっては、上記集会所の延べ面積を 3.3 で除して得た数に 350,000 円を乗じて得た額から過去に受けた補助金に係る補助対象経費の額を控除した額を、補助対象経費の限度額とする。

世帯数	延べ面積
100 までのとき	264 平方メートル
100 を超え 200 まで	297 "
200 を超え 500 まで	330 "
500 を超え 800 まで	363 "
800 を超え 1,000 まで	396 "
1,000 を超えるとき	429 "

- 3 当該集会所に共用施設がある場合にあっては、当該共用施設の延べ面積は、次の式により算定するものとする。

$$\text{共用施設の延べ面積} \times \frac{\text{集会所の延べ面積（共用施設の延べ面積を含まない。）}}{\text{集会所の延べ面積} + \text{屯所その他の施設の延べ面積（共用施設の延べ面積を含まない。）}}$$

- 4 一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティ助成事業実施要綱に基づくコミュニティセンター助成事業（以下「コミュニティセンター助成事業」という。）の助成対象となる場合の補助対象経費及び補助金の額は、次の表の規定により算定した補助金の額が第 1 項から第 3 項までの規定により算定した補助金の額を上回るときは、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

補助対象経費	補助金の額
コミュニティ助成事業実施要綱に規定する助成対象経費	補助対象経費の 5 分の 3 以内の額 (15,000,000 円を上限とする)

（交付申請）

- 第 5 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は、令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付申請書（様式第 1 号）とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 会議録の写し
- (4) 見積書

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第 6 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第 5 号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) コミュニティセンター助成事業の助成対象となる場合は、補助事業が自治総合センターの宝くじの普及広報費による助成金を原資として行うものであることを広報するため、集会所の設置場所に、自治総合センターの宝くじの社会貢献広報「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示をすること。

(交付決定)

第 7 条 規則第 6 条の補助金等交付決定通知書は、令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金交付決定通知書（様式第 7 号）とする。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条の補助事業等実績報告書は、令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 8 号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 10 号）
- (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (4) 工事写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第 1 項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第 6 条第 4 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して 20 日を経過した日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の補助金等交付額確定通知書は、令和 4 年度弘前市町会集会所設置

事業等補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）とする。

（財産の管理及び処分）

第 11 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第 20 条ただし書きの市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

（補助金の請求等）

第 12 条 補助金の請求は、令和 4 年度弘前市町会集会所設置事業等補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して 30 日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。